

浜松市敬老祝金の贈呈に関する内規

(趣旨)

第1条 高齢者に対し長寿を祝い、敬老思想の高揚を図るとともに、高齢者福祉の増進に寄与することを目的として、敬老祝金(以下「祝金」という。)を贈呈することについて、必要な事項を定める。

(贈呈対象者)

第2条 祝金の贈呈を受けることができる者は、当該年度の4月1日から8月1日(8月1日が土曜日または日曜日である場合は直近の開庁日、以下「基準日」という。)まで、本市の住民基本台帳に記録され、当該年度の4月2日から翌年の4月1日に誕生日を迎える満88歳及び満100歳の者(以下「学年齢88歳及び100歳の者」という。)をいう。

(贈呈額)

第3条 祝金の額は、次のとおりとする。

年度内学年齢 88 歳の者 10,000円

年度内学年齢 100歳の者 30,000円

(贈呈方法)

第4条 祝金は対象者に対し、自治会長または施設長を通して贈呈する。ただし、対象者が自治会に加入していない場合など、市長が特別な理由があると認めたときは、他の方法で贈呈することができるものとする。

2 施設長とは、市内に所在する養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む)、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、救護施設及び宿所提供施設の長とする。

3 自治会長または施設長は、対象者に祝金を直接贈呈することが困難な場合、次に掲げる者に代理受領させることができるものとする。

(1) 親族(民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族をいう。)

(2) 成年後見人

(3) 対象者の療養介護その他の方法により対象者の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者

(4) その他市長が認める者

4 当該年度の基準日の住民基本台帳登載者のうち、第1項ただし書き対象者には10月10日までに贈呈案内を通知する。

(贈呈時期)

第5条 祝金は、市から自治会長または施設長に引き渡された時点から9月末日までに贈呈する。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、当該年度の翌年度末まで贈呈することができるものとする。

(対象者が死亡した場合の贈呈方法)

第6条 対象者が当該年度の基準日以降に死亡したときは、本人の死亡時まで主として扶養していた第4条第3項第1号に規定する親族に対し贈呈することができるものとする。

2 本人の死亡時まで主として扶養していた第4条第3項第1号に規定する親族から受け取りの辞退、拒否及び所在不明等の場合は、自治会長または施設長は市へ返還するものとする。

(対象者が転出した場合の贈呈)

第7条 対象者が当該年度の基準日以降に転出した場合は、第6条中の死亡を転出に読み替えるものとする。

(譲渡等の禁止)

第8条 祝金を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(祝金の返還)

第9条 市長は、不正な手段により祝金を受けたものがあるときは、既に支給した額を返還させることができる。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行し、平成15年度の祝金より適用する。

附 則

1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年度に限り、平成17年4月1日から平成17年8月10日まで、本市の住民基本台帳、または外国人登録原票に登録されている者で、昭和3年4月1日から昭和4年4月1日までに生まれた者に10,000円、大正6年4月1日から大正7年4月1日までに生まれた者に30,000円、明治39年4月1日から明治40年4月1日までに生まれた者に50,000円を贈呈するものとする。

3 平成17年度に限り、平成17年4月1日から平成17年6月30日において、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町および龍山村の住民基本台帳または外国人登録原票に登録され、かつ平成17年7月

1日から平成17年8月10日まで、本市の住民基本台帳、または外国人登録原票に登録されている者で、昭和3年4月1日から昭和4年4月1日までに生まれた者に10,000円、大正6年4月1日から大正7年4月1日までに生まれた者に30,000円、明治39年4月1日から明治40年4月1日までに生まれた者に50,000円を贈呈するものとする。

- 4 平成17年度に限り、平成17年4月1日から平成17年6月30日において、浜北市、舞阪町および雄踏町の住民基本台帳または外国人登録原票に登録され、かつ平成17年7月1日から平成17年8月10日まで、本市の住民基本台帳、または外国人登録原票に登録されている者で、明治38年4月1日から明治39年3月31日までに生まれた者に50,000円を贈呈するものとする。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この内規の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。）に基づき本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されているものに対する改正後の第2条の規定の適用については、当該外国人登録原票に施行日の前日まで引き続き登録されていた期間を同号に規定する期間に通算する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に限り、平成29年4月1日から平成29年8月1日まで、本市の住民基本台帳、または外国人登録原票に登録されており、大正6年4月2日～大正7年4月1日生まれた者で平成28年度に99歳の祝金として30,000円の贈呈を受けた者は、平成29年度に100歳となっても祝金30,000円の贈呈をしないものとする。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。